

広島市告示第247号  
令和7年4月22日

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第13条の規定に基づき、次に掲げる指定養育医療機関から指定辞退の申出がありました。

また、母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定に基づき、養育医療を担当させる機関として次に掲げる医療機関を指定したので、広島市母子保健法施行細則（昭和41年広島市規則第39号）第9条の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 指定辞退

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
JR 広島病院	広島市東区二葉の里三丁目1番36号	令和7年3月31日
県立広島病院	広島市南区宇品神田一丁目5番54号	令和7年3月31日

2 指定

医療機関の名称	所在地	指定年月日
県立二葉の里病院	広島市東区二葉の里三丁目1番36号	令和7年4月1日
県立広島病院	広島市南区宇品神田一丁目5番54号	令和7年4月1日